

秋田県、そして地元大仙・美郷の安心・安全を第一に4期目も走り続けてまいります。今後も、住み良い街づくりを目指してまいります。

緊急対応策第2弾の規模

緊急対応策第1弾(153億円)に加え、今年度予算の着実な執行と予備費2,715億円(一般会計2,295億円、特別会計420億円)の活用により、緊急対応策第2弾として4,308億円の財政措置を講ずる。あわせて、資金繰り対策等に万全を期すため、日本政策金融公庫等に総額1.6兆円規模の金融措置を講ずる。

1.財政措置 ..... 4,308億円

(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備 486億円

- 保育所や介護施設等における感染拡大防止策 ..... 107億円  
※医療機関向けマスク1,500枚を国で一括購入し、必要な医療機関に優先して配布  
※布製マスク2,000枚を国で一括購入し、介護施設等に緊急配布
- 需給両面からの総合的なマスク対策 ..... 186億円
- PCR検査体制の強化 ..... 10億円
- 医療提供体制の整備 ..... 133億円  
※緊急時に5,000超の病床確保と人工呼吸等の設備整備支援
- 治療薬等の開発加速 ..... 28億円

(2) 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応 ..... 2,463億円

- 保護者の休暇所得支援等 ..... 207億円  
※新たな助成金:1,556億円、個人向け緊急小口資金等の特例:207億円
- 放課後児童クラブ等の体制強化等 ..... 470億円
- 学校給食休止への対応 ..... 212億円
- テレワーク等の推進 ..... 12億円

(3) 事業活動の縮小や雇用への対応 ..... 1,192億円

- 雇用調整助成金の特例措置の拡大 ..... 374億円
- 強力な資金繰り対策 ..... 782億円
- 観光業への対応 ..... 36億円

(4) 事態の変化に即応した緊急措置等 ..... 168億円

- WHO等による感染国等への緊急支援に対する拠出 ..... 155億円

2.金融措置 ..... 1,6兆円規模

- セーフティーネット貸付・保証 ..... 6,060億円
- 新型コロナウイルス感染症特別貸付 ..... 5,430億円
- 日本政策投資銀行等による大企業・中堅企業等への金融支援 ..... 2,040億円
- 国際協力銀行によるサプライチェーン確保等への金融支援 ..... 2,500億円

(注) 第2弾の予備費2,715億円の内訳は1.(1) 346億円(うち一般会計346億円)、(2) 1,409億円(同989億円)、(3) 797億円(同797億円)、(4) 163億円(同163億円)。

種苗法改正案と主要農作物出資法廃止に関するQ&A



今通常国会(令和2年)に「種苗法の一部を改正する法律案」が提出されましたが、生産現場の一部からは「自家増殖が一律禁止になるのではないか」「外国資本に種子が独占されるのではないか」といった声が聞かれます。また2年前に廃止した主要農作物種子法の廃止と混同するようご意見も聞かれましたので簡単に説明いたします。

種苗法改正関係

Q1 廃止された種子法と種苗法の違いはなんですか？

- ① 「主要農作物種子法(以下「種子法」、平成30年に廃止)」と「種苗法」は、対象も目的も異なります。
- ② 対象は、種子法は稲、麦類、大豆のみでした。種苗法は稲、麦類、大豆に加え、野菜や果樹など全ての植物です。
- ③ 目的は、種子法は都道府県による種子の増殖でした。種苗法は新たに開発された品種の知的財産権を守ることです。

Q2 自家増殖は一律禁止になりますか？

- ① 法改正により自家増殖が承諾(禁止ではない)を受けて行うこととするのは、都道府県の試験場などが時間と費用をかけて開発した登録品種のみです。
- ① それ以外の品種は、従来と同様に自由に自家増殖が可能です。

※「自家増殖」とは、農業を営まれる方が収穫物の一部を次期作の種苗に用いることをいいます。

※「許諾」とは、品種を開発・登録して品種の権利を持つ者から、自家増殖を含め、品種の利用の了解を得る、ということです。

※「それ以外の品種」とは、在来種、品種登録されたことがない品種、品種登録時期が切れた品種です。これらのシェアは例えばコメ84%、みかん98%、りんご96%、ぶどう91%、野菜91%となっています。

フランス大統領ドゴール氏は「食料を自給できない国は独立国とは言えない。食料を自ら生産することが最大の安全保障。」との言葉が伝えられています。胃袋を米国につかまれ、米国なしには生きていけない日本は、とても独立国とは言えないと思われれます。

秋田県議会議員 原 幸子 事務所

〒014-0112  
大仙市板見内字弥兵衛谷地238  
TEL.0187-69-3030

仙北町の事務所に、なるべく木曜日10:00から15:00までは、いるようにしておりますので、お茶など飲みながら、世間話も、お待ちしております。足がなくて来れない方はご連絡ください。私が行きます。

秋田県議会議員

原 幸子

県議会  
活動報告



2020.新春号

子どもたちに未来のある秋田を!!

おかげさまで4期目をむえることができました。心より感謝申し上げます。県の課題として、人口減少対策がいつも挙げられているが、人口減少対策にはいろいろな問題点が複合的に交わっていると考えます。

1つ目は、いろいろな人と会話をしていると、息子や娘が、孫が「希望する安定した職がない」と口癖のように言われる。秋田には安定した職業がないというが、日本全国どこでも同じ状況と言えると思う。大企業に就職出来たり、公務員になれる人の数は限られている。それは人口密度の観点から考えると、都会も地方も遜色ないと私は考えています。企業誘致が成功して、若者が働きたいと思っても、親御さんが反対するケースもある中、これ以上どうしたらいいのだろうか。と思うこともしばしばあります。皆さんはどう思われますか？

2つ目は、若者の県外流出が挙げられます。この問題は根が深く、私のあくまでも個人的な見解として述べたい。若者の県外流出でも、特に女性の流出に歯止めがかからない。若い女性が少ないということは、その地域に将来結婚して子供を産み、育てる可能性が少ないことに直結する。当たり前のことだが、なぜそうなってしまったのか？それは女性の反乱と言えないだろうか。「自分の娘には、自分と同じ思いをさせたくない。」「男尊女卑のような社会が心の底に残っている地域に自分の大切な子は残したくない。」と母の反乱と捉えることはできないだろうか。小学校・中学校・高等学校・大学と男女が平等という名のもとに過ごす。しかし、社会に出て働く段階になれば、男女の不平等が当たり前のように芽を出す。何か言えば、すぐ女のクセにとられる。社会を純粋に変えたい、こんな世の中にしたいと思っても、女のクセに生意気だと言われ、女に何ができると言われ、心が折れることも、気持ちが沈むことも、半端ないほどある。「**自分の子供には同じ思いはさせたくない。**」と母の反乱と捉えることはできないだろうか。自分自身がいます。

議場にいると、自分の座っている席の反対側はひな壇と言われ、県庁の各部長が座っています。唯一女性は、財政課長で、国からの出向でキャリア組です。採用試験の時だけ、男性が優秀だったのか？女性はそのような機会が得られず「**機会の不平等**」が暗黙のルールになっていたのではないかと考えてしまいます。家事、子育て、労働、介護等々、家族で夫婦で協力しなければ行き詰まります。「**女性活躍推進法**」ができて、未だジェンダー・バイアス(社会的に性差に関する無意識の偏見)の壁が残ります。これ以上女性に何を求めるのだろうか。私は皆さんに聞きたいです。教えてください。

秋田に残って欲しいと思うならば、**女性にも「機会の平等」を保証する必要がある**と思います。公務員の世界や政治の世界、経済界も意思決定層は「男性、シニア」が多いといえないだろうか？意思決定層に占める女性の割合を増やしていくことが、今後の秋田の未来に繋がるのではないのでしょうか。

男性の皆さんにも大切な女性がいるはず。最後に皆さんは「**女性の機会の平等**」についてどう思われますか？今回は少し過激な形で問題提起させていただきました。

皆さんからの大切な声をお待ちしております。今後もよろしくお願い申し上げます。

略歴

- 福祉環境委員会 (2007年5月～引き続き2009年5月～)
- がん対策推進議員連盟 (2010年5月～)
- 決算特別委員会 (2009年11月～)
- 総務企画委員会 委員長 (2015年5月～)
- 議会運営委員会 (2010年1月～)
- 建設委員長 (2017年5月～)

現在 .....  
議会役職 **産業観光副委員長**  
自民党役 **組織委員長、女性局長**

# 令和元年第3回定例会(12月議会)一般質問

## 秋田の秘められた魅力について

### 魅力発信について

**問** 今回、「フラウトラベル」という雑誌で、本誌初、一冊まるごと美の国秋田特集が組まれました。「美しくなる、秋田への旅」をテーマとし、表紙は秋田犬の女の子「おもち」ちゃんが飾りました。

この特集に関しては、脚本家の内館牧子さんも、「フラウという雑誌は月刊誌だった頃から一定の格調を崩していない。そのような雑誌で一冊まるごと秋田特集を組んだことは、編集長の大変な英断だったと思う」と、「明日も花まるっ!」の中で書かれていました。まさに、女性にとっては、あのフラウが一冊まるごと秋田特集を組むなんて、嘘じゃないか、まさかという気持ちが先に立ちました。

過去に常任委員会で、ある雑誌に2ページ分の秋田関連の記事を掲載してもらうための予算が計上されたことがありましたが、その金額が大きく、費用対効果をどれほど見込んでいるのか審査したことが思い出されました。今回のフラウのまるごと1冊秋田特集は、秋田の魅力を県内外に広く発信する知事にとって、これ以上ない雑誌だと思われます。

この雑誌に登場した特産品やお店についても、問い合わせがあったり、注文が増えたりした店もあったようです。県内には、同じような業種で様々な取組を行っている企業がたくさんあります。そして、頑張っています。やはり、県として県内の魅力発信に関する取組の効果がまだまだ出ていないところがあると思われます。そして、流行に乗るのも遅いように思われます。

例えば、今、秋田犬が人気であることに着目し、秋田で活躍している秋田犬のみを使ったカレンダーを作成し、どこに行けばその秋田犬に会えるのかといった情報



を発信したり、QRコードで動画を配信したりと、様々な取組が思い浮かびます。そのほかにも、雑誌で特集されたお店への旅行商品の企画や、今回、秋田特集のきっかけを作ったアルビオンの商品のミニボトルを製作し、県内の温泉を利用した女性客にプレゼントするといっ

た取組も有効かと思われます。さらに、今回アルビオンが開発した商品の原材料には、大仙市の麴屋さんの「麴菌」が使用されていることから、その産地を宣伝することを通じ、県内の「発酵食」についての裾野も広げていけるはずです。

このように、秋田にはまだまだ知られていない魅力がたくさんあるものの、未だその魅力を十分に発信できていない面があることも否めません。だからこそ、県当局には、今までのやり方と違った秋田の魅力発信を求めたいと思いますが、この雑誌に関する知事の率直な思いと今後の取組に向けた決意をお伺いします。

**答** 豊かな自然や食、伝統文化など、本県の特徴ある資源を統一したイメージで発信するため、県では、今なお評価の高い「秋田おぼこ」をはじめ、最近では、フランスの写真家が撮影した「なまはげ」による本県のイメージポスターや、Instagramによるフォトコンテストなど、「あきたびじょん」として様々な形で秋田の素晴らしさを全国にアピールしてまいりました。また、経済規模が飛躍的に拡大を続ける中であって、民間企業が発信する情報も膨大であり、国内外に高い発信力を持つ企業とタイアップした情報発信も重要な取組となっております。

こうした中、白神山地の麓(ふもと)に研究拠点を設け、秋田の水や植物を活用した化粧品づくりを進めるとともに、10年にわたり環境保全活動等の地域振興に取り組むなど、まさに高質な田舎にふさわしい企業イメージを有し、日本における高級化粧品のトップブランドであるアルビオンが講談社とタイアップすることにより、秋田の発酵食文化や温泉などが一冊丸ごと掲載された女性雑誌「FRaU(フラウ)」が発行されました。

本企画においては、県が「あきたびじょん」で取り上げた情報等を提供し、それらをベースに読者層である20代から30代女性の視点を意識した編集がなされたことで、秋田の魅力がストレートに表現されており、ツイッター上でも「秋田の魅力再認識した」などの声が数多く寄せられています。

このほか、ジャンルは異なるものの、例えば、この夏に横浜市で開催された全日本ラリー選手権には、トヨタやスバルなどの自動車メーカーが支援しており、これらのメーカーを通じ、秋田のアクティブな魅力を発信することにつながるなど、今後とも企業等と連携した情報発信にも力を入れてまいります。

さらに、出版物やテレビ番組、映画など、マスメディアの活用は、本県への注目度を一層高めることにつながることから、県ではこの4月に市町村や民間団体等と連携し、「あきたロケ支援ネットワーク」を設立したところであり、最近では、県が制作に協力し、先月、2週にわたり本県の特集が放映されたNHKの「プラタモリ」が高い視聴率を上げ、番組で取り上げられた秋田城址に多くの観光客が集まるなど、大きな効果が現れています。

こうした動きを更に加速させるため、番組制作への協力に加え、新たな取組として、マスメディア関係者のもとより、広く民間企業が行う情報発信の素材として活用できるよう、秋田の隠れたコンテンツを紹介するウェブサイトや冊子の作成を進めているところであります。今後とも、マスメディアを含む発信力のある民間企業とのタイアップによる取組を一層進め、本県の持つ魅力をより効果的かつ、訴求力のある形で発信し、認知度の向上やイメージアップに努めてまいります。



### 秋田の未来像について

**問** この一冊の雑誌から、知事がこれまで言い続けてきた「高質な田舎」の意味が自分の中でストンと落ちた思いです。これまで県では「高質な田舎」の実現に向け、「ふるさと秋田元気創造プラン」を取組の基本方針に据えながら、産業振興や人口減少対策等、様々な事業を展開しておりますが、その目指す姿は県民にどれほど伝わっているのでしょうか。目指すべき秋田の姿を県民と共有できるようにすることが重要であると思えます。

そこでお伺いしますが、知事が追い求める「高質な田舎」とはどのような姿なのでしょう。県民にも伝わりやすい、知事の思い描く秋田の未来像についてお伺いします。

**答** 秋田の未来像は、豊かな自然や受け継がれてきた多様な文化など秋田の原点を守りつつ、県民一人ひとりが豊かな心を持って新たな分野にチャレンジする社会、「高質な田舎」であります。豊かな緑の中に、最先端の研究機関や、世界中からお客が訪れるオーベルジュなどのレストランがある



ヨーロッパの落ち着いた農村が、そのイメージとして近いものと考えております。

今回の雑誌では、白神山地のブナの原生林が古代から続いていることやその麓にある化粧品業界最高峰の研究所が、最先端バイオ企業としての顔を併せ持つ地元の老舗麴屋と協力して、これまでにないアンチエイジング商品を開発したこと、県民が、日本酒をはじめ気候風土に根ざした様々な発酵食文化を発展させてきたことなどが紹介されており、「高質な田舎」の実現に向けた大きな可能性を再認識したところであります。

今後とも、美しい自然環境の保全や地域資源を生かした産業振興を図るとともに、普段意識されることの少ない「誇り得る秋田」に光を当て、その価値を県民としっかりと共有しながら、都会では感じることでできない真の豊かさにあふれるふるさと秋田を創造してまいります。

## 健康寿命について

**問** 厚生労働省の公表資料によりますと、平成27年時点の全国の平均寿命は、男性の1位は滋賀県の81.78歳に対して最下位は青森県の78.67歳、女性の1位は長野県の87.67歳に対して最下位は青森県の85.93歳であり、平均寿命の最も長い県と最も短い県の差は、男性で3.11年、女性で1.74年となっております。この数値が表しているように、特に男性の平均寿命において都道府県間の格差が大きくなっています。

本県の状況は、男性は46位の79.51歳、女性は44位の86.38歳となっており、いずれも下位という状況です。また、厚生労働省の発表によると、2018年の日本人平均寿命は男性が81.25歳、女性は87.32歳となっており、ともに過去最高を更新しました。医療の発達や人々の健康意識の高まりなどから、平均寿命は今後も延びていくことが予想されています。

しかし、平均寿命の延びもさることながら、これまで以上に重要となってくるのは健康寿命であると思えます。健康寿命とは「第2次健康日本21」においては、「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」と定義されております。すなわち、平均寿命と健康寿命との差は健康ではない期間であり、2016年において、この差は男性が8.63年、女性が12.22年となっております。つまり、自立して過ごすことができる健康寿命をいかに平均寿命に近づけていくか、その差をいかに縮めるかが大きな課題になります。

健康寿命を延ばすためには、広範囲にわたる様々な病気の予防はもちろんのこと、体の衰えに起因する関節などのトラブルや認知症など、健康寿命の延伸を妨げる様々な要因への対策が必要となります。「第2次健康日本21」の推進専門委員会の資料によると、全国の健康寿命において、秋田県は男性がワースト1位の71.21歳、女性が33位の74.53歳となっております。

このような現状を打開するため、県は健康寿命日本一を目標に掲げ、食を通じた健康づくりや受動喫煙防止、地域における健康づくりを牽引する人材の育成な

ど色々な政策を打ち出していますが、特に本県の場合は冬場の運動不足解消が重要ではないかと思えます。

よく、朝晩にウォーキングをして健康留意に努めている地域の方々を目にします。歩くことは一番手軽な運動習慣であり、毎日歩けばロコモ予防にも繋がりますが、本県は雪国であり、積雪や路面の凍結による安全面の課題もあることから、冬場はウォーキングもままなりません。

言うまでもなく運動は健康維持にとって重要であり、1年を通じた日常的な運動が健康寿命の延伸に寄与すると思われることから、本県では、冬の運動不足に特化した対策が必要と考えられます。

また、雪国秋田とはいえ、積雪の程度や屋内運動施設数など、その状況は各市町村で異なるでしょうから、それぞれの地域の実情に即した取組が求められるところであり、市町村の協力が不可欠です。健康寿命を延ばすために、冬場の健康管理について各市町村と協力して全県的な対策を講じるべきと考えますが、知事のご所見をお伺いします。

**答** 県民の運動習慣の定着については、健康づくり県民運動の担い手である市町村やスポーツサークルなどの民間団体が主体となり、地域特性に応じた運動プログラムを自主的に継続することが何より重要であり、今年度は冬期間に集中的に取り組むこととしております。市町村においては、運動施設等を活用した健康体操や水中運動などを実施しているほか、民間団体においても、屋内でのウォーキングを積極的に行うなど、冬期間に運動する機会は増加傾向にあります。

県としては、健康づくりウェブサイトや健康づくり県



民運動推進協議会の表彰事業等により、優れた取組の普及を図るとともに、自ら健康づくりに取り組む「健康長寿推進員」の育成支援や健康づくりを奨励する「健康づくり地域マスター」の養成を引き続き行うことにより、県民が一年を通じて運動に親しめる環境整備を推進してまいります。

## 保険者努力支援制度について

**問** 保険者努力支援制度とは、保険者の医療費適正化に向けた取組に対する一層のインセンティブ強化を図ることを目的としたものであります。その中で、国では健康づくり対策として、保険者努力支援制度の交付金について、病気の予防などに積極的に取り



組む自治体に対して、実施状況を点数化して、次年度の配分額に反映させる仕組みを導入しています。さらに、来年度交付分から、取組の不足している項目についてはマイナス評価を取り入れるなど、交付金における差別化が図られることになっています。これは、団塊世代全員が75歳以上になり、医療介護費が増加する2025年問題への、国民がもっと自分のこととして考えてほしいとの問題提起とも考えられます。

ちなみに、国民健康保険における2019年度の本県の市町村分と都道府県分の一人当たりの交付額は3,370円で、全国順位としては34番目となっています。一方、全国平均は3,470円で、交付額が一番多い長野県は4,688円です。その長野県の平均寿命は男性が全国2位の81,75歳、女性は全国1位の87,675歳です。また、保険者努力支援制度交付金については、2020年度から特定健診実施率が低い自治体に対する交付額を減らすとされています。ちなみに、秋田県は特定健康診査受診者に占めるメタボ該当者の割合が全国ワースト3位の17,3パーセントです。

メタボの怖いところは、糖尿病をはじめとした生活習慣病にかかりやすくなってしまふことであり、いずれは動脈硬化を招き、心臓病や脳卒中などの重大な病気を引き起こすリスクを高めることにつながります。なお、本県は糖尿病による死亡率でも全国ワースト2位の人口10万人当たり16,9人となっています。運動不足や食べ過ぎはダメだとわかっているにもかかわらず、やめられないのが人なのかもしれません。

ただし、病気に関する原因と結果がここまでわかっているのであれば、市町村と連携し、地域住民に対して最新のデータを詳細に理解しやすいように提示するなど、更に踏み込んだ政策に取り組む必要があると考えます。例えば、一日の食事量やその内容を一ヶ月間続けて記録してもらい、その記録と交換で地域の商店で利用できるポイント券と交換できるなど、様々な住民のやる気を高める仕組みづくりが考えられます。

食事量などを毎日書くだけと思われるかも知れませんが、自分で自分が食べた食事内容を書き続けることで、食事の量やバランスなどが適切であるかについて本人が自ら気づき、食生活の改善に繋がる効果もあると思えます。そして、書くという行為により、認知症対策の一端も担うことができます。そこで、国の制度趣旨を踏まえ、今まで以上に県民自らが健康に意識を向けるために、県が今後とるべき対策について知事のお考えをお聞かせください。

**答** 本制度の推進により、地域住民の健康増進はもとより、国民健康保険財政の安定化と医療費適正化が期待されることから、市町村には制度を活用した積極的な事業展開が求められております。このため、県では、市町村に対して、国保データベースシステムを活用した健康データを提供し、必要な助言を行うとともに、かかりつけ医による特定健診等の受診勧奨や、糖尿病重症化予防モデルプログラムの普及促進、健康ポイント制度の導入・定着支援を行うなど、保険者努力支援制度の評価結果の向上が図られるよう市町村の取組を支援しております。

また、独自の「県版保険者努力支援制度」を創設し、国の評価において点数の低い項目や「健康寿命日本一」に向けた取組などを対象に、インセンティブを強化することで、市町村の取組の全県的な底上げを図っているところでもあります。

県としては、健康づくり県民運動の一層の活性化を図るなど、県民が自発的に生活習慣の改善に取り組める仕組みづくりや環境整備を行うとともに、市町村が保険者努力支援制度を最大限に活用できるよう、保健事業等の課題解決に協働して取り組んでまいります。

## スマート農業について

### 今後の取組について

**問** 日本の農業は他国に比べて生産コストが高く、生産性が低いというデータがあります。そのような状況を踏まえ、政府はロボット技術やICTを活用して生産性を高めるスマート農業を後押ししており、2018年6月に閣議決定した「未来投資戦略2018」には、スマート農林水産業の実現に向けた成果目標も掲げられております。スマート農業については昨年的一般質問でも質問したところであり、知事からは、農機具メーカーや国の研究機関、秋田県立大学との連携により、研究・実証に取り組んでいるほか、国の事業なども活用し、スマート農業の普及・定着を図っていく旨の前向きな答弁をいただいたところであります。しかし、地域からは県の前向きな姿勢を後押しする声がある一方で、スマート農業を実施するにあたり必要となる機器の導入にかかる初期投資やそれらのシステムを運用する組織や構成員の教育については、各農家で対応する



にはハードルが高いという意見があることも事実です。

スマート農業の普及に向けては、物理的・心理的に農家の方々の不安を払拭していくことが必要不可欠と考えますが、県として具体的にどのような対応を講じるのでしょうか。また、2019年2月には、農林水産省は「スマート農業の社会実装に向けた具体的な取組について」という方針を発表しました。この方針には、2022年度までに農業大学校でスマート農業をカリキュラム化することや、各都道府県の主要10品目をスマート農業できるように農業技術体系の構築・実践を進めることなどが掲げられています。

これまでは想像もつかなかったような新しい農業の形がすぐそこまで迫っている中で、県は今後、このような国の流れに対応するため、どのように仕組みづくりを進めていくのでしょうか。今後の本県のスマート農業に関する取組について知事のご所見をお伺いします。

さらに、若い世代に早い段階からスマート農業を経験してもらうために、今後は県内の農業高校においてもICTを活用した農業に対応したカリキュラムを設けるなど、次代の農業を担う人材の育成にこれまで以上に積極的に取り組むことが必要になってくると思えます。

**答** スマート農業の普及に当たっては、各々の技術特性を見極め、普及対象を明らかにするとともに、特に高額な農機具については、投資に見合った経営規模を農家に示していく必要があると考えております。このため、県では、国のプロジェクト事業を活用しながら、今年度から2か年にわたり、水稲と大豆を栽培する大規模法人と、キクの専業経営体において、生産から出荷までの一連の作業に先端技術を導入し、生産性と収益性の両面から、効果の実証に取り組んでいるところであります。

県立大学においても、落水せずに田植えが可能な直進田植機による環境保全効果の実証や、VR技術を活用した果実の収穫期判定ツールの研究開発などに取り組んでおります。

今後は、こうした研究・実証結果や全国での取組事例を踏まえ、営農類型毎に活用できる技術や、機械導入の下限面積などに関する指標を作成し、研修会を通じて周知するとともに、国の補助事業を積極的に活用しながら、導入を支援してまいります。

また、国では、産地単位での実証も行い、スマート農業の技術体系を構築するほか、就農前から技術に触れる機会を増やすとともに、農業者が研究情報を入手できる環境を整備し、令和7年度までに現場への普及を図ることとしております。

県では、こうした動きに対応し、今年度、トマトやナシの産地において、環境センサーを活用した病害虫発生予測システム等の実証に取り組んでいるところであり、令和3年度までに、すべての地域振興局で技術実証を行ってまいります。併せて、フロンティア農業研修のカリキュラムに、スマート技術の習得を組み入れるとともに、研修会を通じて普及指導員等の指導力の向上を図りながら、農家のニーズにタイムリーに対応できる相談体制を整備し、スマート農業を推進してまいります。

## 若い世代への教育について

**問** 全国農業高等学校長協会では、2017年3月に「第3次アクションプラン」を策定し、「わが国の未来を担う人材を育て地域で活躍させる」ための行動計画を示しており、農業のグローバル化への対応や地域資源の活用に向けた取組を進めることとしています。

そのような中で、全国農業高等学校長協会、ベジタリア株式会社及び株式会社NTTドコモが、全国の希望する農業高校に営農記録ツール「アグリノート」と農業用センサー「パディウォッチ」及び「フィールドサーバ」の提供と活用支援を2018年6月13日から開始しております。これは、先の行動計画における「地域連携」の流れを汲み、農業校長協会とICTの活用による農業の発展を進める民間企業が協力して実施するもので、全国の複数の農業高校がこの取組へ参加しているようですが、そこに本県の農業高校の名前はありますか。

我が県にも、大曲農業高校、金足農業高校と、校名に農業を掲げ、地域から信頼を得て頑張っている伝統校がありますが、農業を学ぶ高校生に最先端の農業ICTを学ぶ機会及び次代の農業を担う人材を輩出することを目的としたこの取組に、なぜ秋田県の農業高校が参加できなかったのでしょうか。

また、参加することが難しい理由があったのであれば、県単独で県内農業高校の生徒が最先端のスマート農業を学ぶことができる機会を提供できないのか、教育長の見解をお伺いします。



**答** はじめに、若い世代への教育についてでありませんが、県内の農業関係高校では、民間企業やJAと連携し、ドローンによる農薬散布やGPS搭載の播種機の使用といった実践的な学習活動を行うなど、ICTを活用した農業に対する関心を高める取組を進めております。3年前から民間企業と連携している大曲農業高校では、センサーを用いた農場の気象データの収集と活用を行っており、金足農業高校においては、昨年度から畜舎にカメラを設置し、そのカメラと連動したアプリを使い畜舎の遠隔監視を行っているところであります。

また、令和3年度に開校する能代地区統合校では、農業と工業、双方の特色を生かし、学科間の連携を強化しながら先進的な学習活動を積極的に推進してまいりたいと考えております。

ご質問にありました、「農業ICT活用支援プロジェクト」については、端末に要する経費や、ツールの提供期間に制限があるなどの理由から参加を見送ったと伺っております。

県教育委員会といたしましては、今後も、次世代の農業を担う人材の育成を目指し、基礎的・基本的な知識の習得に加え、県内外の関連企業等との連携を図りながら、先進的な取組を進め、農業教育の一層の充実に努めてまいります。

## 主要農作物の種子の安定供給について

**問** 次に、主要農作物の種子の安定供給についてお伺いします。

米や大豆などの主要農作物の「種子法」の廃止決定と、同時期の種苗法施行規則の改正により、現在のところ、自家採種禁止の作物が82種から387種に拡大されました。特に種子法は、わずか12時間の国会審議で廃止が決まったことについて、農家は不安になり、「本当にこのままでいいのだろうか」と思った人も多はずです。

県では、過去に「種子法」が廃止されたことに対しては、条例によらず、県独自に制定した要綱により、それまでよりも内容を充実し、県の責務として主要農作物の種子の安定供給に努めていくとの答弁がありました。ただし、この答弁では農家の不安解消には繋がらないと思われま。農家は近い将来、自由競争の名の下、安定供給されていた種子を高額な値段でしか購入できなくなるのではないかと不安をもちます。主要農作物の種子の安定供給を県の責務で行うという考えをするならば、今後、普及指導員や農業試験場の研究員の増員、施設や設備の充実など、人員確保や予算確保を含めた具体的な政策が必要なのではないかと思ひます。

さらに、国では種子法廃止に伴い、地方交付税で種子の安定供給に努めるとしていますが、その予算配分と内容について農家が理解し、納得できる説明も必要であります。

そのような中で、私は15歳でタネの流通、販売を手がける会社を起業した小林宙君の著書「タネの未来」を読み、改めてその重要性について考えさせられました。

小林君は、伝統野菜のタネを守るべく、自ら日本中を歩き回って仕入れた伝統野菜のタネの販売を手がけ、それを未来に残していくことが多様な食文化を将来の日本に残すことにつながり、やがて来る食糧危機をも回避できるとの思いで、「伝統野菜のタネ」の会社を起業しました。小林宙君は、タネについて考えることは、人類共通のテーマであって永遠のテーマでもある。日常の中でタネについて考えてほしい。「タネを手放すことは未来を手放すこと」と訴えています。

秋田の「タネの未来」、すなわち今後の主要農作物の種子の安定供給について知事のご所見をお伺いします。

**答** 主要農(のう)作(さく)物(ぶつ)種子法は、政府・与党が取りまとめた農業競争力強化プログラムに基づき、民間の力も生かしながら、業務用米など、多様なニーズに対応した種子供給を図る観点から、国会審議を経て廃止されたものであり、都道府県の取組が後退しないよう、引き続き、普通交付税措置することが附帯決議されております。

一方、県では、これまで、「あきたこまち」など様々な品

種を開発し、その種子生産を行ってまいりましたが、これは、種子法で義務づけられていたからではなく、産業政策として、県独自に実施してきたものであります。

主要農作物の種子をしっかりと供給するという県の姿勢は決して変わるものではなく、法廃止後も、農業試験場の育苗ハウスやコンバイン、乾燥機など、種子生産のための機械施設を計画的に更新しており、今後とも、必要な予算と人員を確保し、種子の安定生産体制を維持してまいります。

また、県で行っている種子生産が、民間企業に委ねられることを心配する声の一部にありますが、種子は、その元となる原原種・原種を農業試験場で生産し、それを採種組合が増殖して農家に供給されるものであります。

このように、農家に販売されるまでには、研究者や農家など多くの方々に関与し、4年の歳月がかかる上、広大な農地と高度な技術が必要であることから、「あきたこまち」など、広く普及している品種の種子生産に、企業が参入するには、極めてハードルが高いものと考えております。「種(たね)を制する者は世界を制する」と言われるように、本県にとって、米や大豆の種子は、農業の存続はもとより、我が国の食糧基地としての役割を果たす上で、必要不可欠であることから、農業県の責務として、今後とも種子の安定供給に取り組んでまいります。

## 学校におけるいじめ対策について

**問** 「いじめは悪い」という考えは今や社会共通の認識となっていると信じておりますが、残念ながらその根絶にはまだまだ長い道のりが残されていると感じております。県では平成25年12月に「秋田県いじめ防止等のための基本方針」を策定し、それに基づき県内各小学校・中学校・高校でいじめ防止に向けた方針を定めて対策を講じているところですが、その認知件数は増加傾向にあります。平成30年度では、小中学校では3,992件、高校では241件のいじめがあったとされており、前年度から小中学校では1,164件、高校では27件増加しています。

この現状を打開するため、県教育委員会では「いじめゼロに向けた5か条」を小学校・中学校・高校別に定め、授業等で活用して子どもたちへの意識啓発に努めているほか、SNSを利用したいじめを防止するためにネットパトロールを実施するなど、時代の流れに対応した様々な取組により、子どもたちをいじめから守る環境づくりに努めています。

そのような取組を鋭意進めているところではありますが、1,000人当たりのいじめの認知件数は全国平均よりも多い状況となっております。山崎総一郎さんの著書「こども六法」によると、法律では「被害者がイヤだと思ったらいじめ」になります。たとえ、加害者が「いじめではなく悪ふざけです」と言ったり、先生が「いじめではなく遊びではないか」と思ってもです。これは、被害者の子どもの苦しみや痛みを寄り添い、先生たちが絶対にい

じめを見逃さないようにするためです。いじめの捉え方や定義が変わり、これまではいじめと捉えられていなかったような小さな芽も摘むように、ささいないじめも認知しようと取り組んできた結果であり、そのこと自体は大きな前進だと感じておりますが、重要なのはそれらを認知した後の対応や対策ではないでしょうか。

さらに、今年は子どものいじめに加えて、神戸市の小学校で教員による教員に対するいじめがあったという非常にショッキングな報道がありました。当然のことながら、教員は子どものいじめに対して指導する立場にあるという前提に立ち、これまで全国で様々ないじめ防止対策が取り組まれてきたところではありますが、この報道によりその考えが根底から覆されることとなりました。

この出来事を対岸の火事ととるか、他山の石と捉えるかによって、今後のいじめ防止対策の方向性は大きく変わってくるのではないかと思います。そして、本県はその後者であってほしいと願っております。いじめ防止対策は子どもに対する指導はもちろんのこと、指導を行う教員に対しても十分にその重要性を理解してもらうことが必要であり、それらを車の両輪と捉えて取組を進めていくべきと考えますが、教育長のご所見をお伺いします。



**答** いじめ対策は未然防止とともに、いじめを認知した後の対応や再発防止策が重要であると考えております。県教育委員会では、各学校に対し、いじめを認知した際は、組織的な対応により解決に努めることや、いじめの事実関係を正確に究明し、当事者とその保護者に対して適切な指導や援助を行うこと、さらに、いじめが解決したと即断せず、当該児童生徒の観察と必要な援助に努めることを継続的に指導しているところであります。

いじめ防止対策は、教職員全員がその重要性を十分理解した上で、児童生徒を指導することが大切であるとともに、教職員には、児童生徒の一生に大きな影響を与える立場にあるという職責の重さを自覚し、いじめに対して毅然とした態度で臨むことや相談しやすい雰囲気を作り出すことが求められます。

県教育委員会といたしましては、今後も児童生徒をいじめから守る環境づくりや相談体制の充実を図るよう指導するとともに、児童生徒と教職員の双方に対し、いじめ防止の意識啓発に努め、全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学校や市町村教育委員会を支援してまいります。